

令和 7 年

第 4 回大津町議会臨時会会議録

開 会 令和 7 年 5 月 22 日

閉 会 令和 7 年 5 月 22 日

大 津 町 議 会

諸 般 の 報 告

- 出席者報告
- 議長行事報告
- 大津町議会議場執行部席の変更
- 専決処分の報告について（３件）

令和 7 年第 4 回大津町議会臨時会会議録

令和 7 年第 4 回大津町議会臨時会は町議場に招集された。(第 1 日)

令和 7 年 5 月 2 2 日(木曜日)

出席議員	1 番 岩 下 啓 史	2 番 中 山 直 之	3 番 清 原 さ お り
	5 番 村 山 龍 一	6 番 大 村 裕 一 郎	7 番 田 代 元 気
	8 番 時 松 智 弘	9 番 面 川 秀 貢	10 番 大 塚 益 雄
	11 番 三 宮 美 香	12 番 山 部 良 二	13 番 山 本 富 二 夫
	14 番 豊 瀬 和 久	15 番 佐 藤 真 二	16 番 坂 本 典 光
欠 席 議 員	4 番 大 塚 勝 二		
職 務 の た め 出 席 し た 事 務 局 職 員	局 長 荒 木 啓 一 書 記 飯 塚 彩 菜		
地方自治法第 1 2 1 条第 1 項の規定によ り説明のため 出席した者の 職氏名	町 長 金 田 英 樹	会 計 管 理 者 長	郷 春 美
	副 町 長 内 田 清 之	住 民 生 活 部 長	宮 内 徹
	総 務 部 長 木 村 欣 也	税 務 課 長	田 上 雄 一
	住 民 生 活 部 長 白 石 浩 範	総 務 部 総 主 幹 兼 行 政 係 長 兼 法 制 執 務 係 長	田 上 雄 一
	健 康 福 祉 部 長 大 隈 寿 美 代	総 務 部 財 政 課 長	田 邊 嵩 博
	産 業 振 興 部 長 岩 下 潤 次	教 育 課 長	吉 良 智 恵 美
	都 市 整 備 部 長 併 任 工 業 用 水 道 課 長 高 橋 和 秀	教 育 部 長	村 山 博 徳
	総 務 統 括 専 門 官 伊 藤 秀 馬	教 育 部 次 長	境 敬 一 郎
	総 務 部 総 務 課 長 兼 選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長 宮 崎 俊 也	農 業 委 員 会 事 務 局 長	齊 藤 孝 浩
	総 務 部 財 政 課 長 山 部 美 保		

会 議 に 付 し た 事 件

選任第 3 号	常任委員会委員の所属変更について
選任第 4 号	常任委員会委員の選任について
選任第 5 号	議会運営委員会委員の選任について
選挙第 7 号	菊池広域連合議会議員の選挙
選挙第 8 号	大津菊陽水道企業団議会議員の選挙
承認第 1 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町税条例の一部を改正する条例)
承認第 2 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
承認第 3 号	専決処分を報告し承認を求めることについて (令和 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号))
同意第 4 号	大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議 事 日 程 (第 1 号) 令和 7 年 5 月 2 2 日 (木) 午前 1 0 時 0 0 分 開会
開議

- 日程第 1 議席の一部変更
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 選任第 3 号 常任委員会委員の所属変更について
- 日程第 6 選任第 4 号 常任委員会委員の選任について
- 日程第 7 選任第 5 号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 8 選挙第 7 号 菊池広域連合議会議員の選挙
- 日程第 9 選挙第 8 号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙
- 日程第 10 承認第 1 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 11 承認第 2 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 日程第 12 承認第 3 号 専決処分を報告し承認を求めることについて
(令和 6 年度大津町一般会計補正予算 (第 1 1 号))
一括上程、提案理由の説明、質疑、討論、表決
- 日程第 13 同意第 4 号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

午前 1 0 時 0 0 分 開会

開議

○議 長 (坂本典光) ただいまから、令和 7 年第 4 回大津町議会臨時会を開会します。

なお、中山議員より遅参の届けが、それと大塚勝二議員より欠席の届けがありますので報告いたします。

日程第 1 議席の一部変更

○議 長 (坂本典光) 日程第 1 議席の一部変更を行います。今回新たに当選された西川秀貢議員の議席に関連し、会議規則第 4 条第 3 項の規定により、議席及びタブレットに配付の変更議席表のとおり議席の一部を変更します。

日程第 2 会議録署名議員の指名

○議 長（坂本典光） 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番村山龍一議員、6番大村裕一郎議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議 長（坂本典光） 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議 長（坂本典光） 日程第4 諸般の報告をします。

本日の議事日程並びに報告内容については、議席及びタブレットに配付のとおりです。

次に去る4月26日に大塚龍一郎議員が、急逝されました。この際、故大塚龍一郎議員に対し、議会として弔意を表すため三宮美香議員から追悼の言葉を述べたいとの申出がっておりますので、これを許します。

三宮美香議員。

○副議長（三宮美香） 謹んでここで哀悼の意を表します。本日私たちは大津町議会と町のために長年にわたって力を尽くしてこられた大塚龍一郎議員との別れを惜しみ、深い悲しみの中、この場に集っております。大塚議員は平成9年の初当選以来20年以上に渡って町政の中樞を担い、多くの要職を歴任されました。とりわけ平成25年からの4年間は議長として議会をけん引され、そのリーダーシップと献身的な姿勢は今なお多くの議員の記憶に深く刻まれています。平成28年に発生した熊本地震に際しては連日のように災害対策本部へ足を運ばれ、役場執行部と密に連携を取りながら町民の安全と安心のために尽力されました。そのお姿は正に町を守る砦として多くの人々に勇気と安心を与えてくださいました。また、平成27年には議会だよりの充実を目指し尚絅大学との連携協力協定を結ばれるなど町議会の情報発信の在り方にも先進的な取組を推進されました。今日の大津町議会だよりの礎は大塚議員の努力によるものであり、県内外からも高い評価を受けるに至っております。地元である大津町の小中学校を卒業され、勉学のために上京されましたが、再びふるさと大津町へ戻り町民のために尽力された人生、議員としての活動だけでなく幼少期から親しまれていた野球を通して、大津町軟式野球協会の会長としてもスポーツ振興に取り組まれました。ここ最近では小学生の登校時に見守り活動を行われるなど町の未来を担う子どもたちへの温かいまなざしを最後まで持ち続けておられました。また、文化財保護への関心も高く、国指定重要文化財で

ある江藤家住宅についても一般質問を通して取り上げられるなど、大津町の歴史と文化への深い理解と愛情を持っておられたことが印象に残っています。5月に発行される最後の議会だよりに記されるはずだった持続的発展へ地域の思い果たすというお言葉には、大塚議員がこの町の未来をどれだけ真剣に考えておられたか。その思いが凝縮されています。

私個人としても、昼休みに奥様の手作りのお弁当をおいしそうに召し上がっていたお姿、ニュースの話題についてわかりやすく解説してくださったこと。そして私が広報委員長として議会だよりに取り組んでいたときに、陰ながらいつも目を通してアドバイスをくださったあの優しさは決して忘れることができません。ある時先輩議員との間に思いがけない行き違いが生じ、周りの皆様にも御心配や御迷惑をおかけしたことがありました。その際お詫びに伺った私に対し大塚議員は、気にせんでよかったですよ。わかつとりますねと温かく、すみません、そして深い理解を持って受け止めてくださいました。その一言にどれほど救われたかわかりません。人の痛みや葛藤に静かに寄り添い、心から信頼しようとしてくださるその姿勢は今も私の胸に深く残っています。大塚議員が残された多くの功績と町への深い愛情は、今後も私たち大津町議会議員全員がしっかりと受け継ぎ、より良き大津町を築いていくために尽くしてまいります。大塚龍一郎議員、本当にありがとうございました。どうか安らかに眠りください。心より御冥福をお祈り申し上げます。

大津町議会副議長、三宮美香。

○議長（坂本典光） それでは、大塚龍一郎議員の遺影に向かい1分間の黙祷を行いたいと思います。皆さん御起立ください。黙祷。

[黙祷]

○議長（坂本典光） 黙祷を終わります。御着席ください。
しばらく休憩します。

午前10時10分 休憩

△

午前10時11分 再開

○議長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第5 選任第3号 常任委員会委員の所属変更について

○議長（坂本典光） 日程第5 選任第3号、常任委員会委員の所属変更についてを議題とします。

経済建設常任委員の村山龍一議員から総務常任委員会に所属を変更したいとの申出がっております。お諮りします。常任委員会委員の所属変更については委員会条例第7条第5項の規定により、村山龍一議員からの申出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、村山龍一議員の常任委員会の所属を変更することに決定いたしました。

日程第6 選任第4号 常任委員会委員の選任について

○議 長（坂本典光） 日程第6 選任第4号、「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、経済建設常任委員会委員に西川秀貢議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、経済建設常任委員会委員に西川議員を選任することに決定しました。

御連絡します。委員会条例第8条第2項の規定により、総務常任委員会並びに経済建設常任委員会は、委員会を開いて、副委員長の互選をお願いいたします。

会議室を御連絡します。

総務常任委員会は委員会室401、経済建設常任委員会は委員会室403に御参集ください。しばらく休憩いたします。

午前10時11分 休憩

△

午前10時18分 再開

○議 長（坂本典光） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告します。総務常任委員会並びに経済建設常任委員会の副委員長が互選されましたので報告します。総務常任委員会、副委員長、村山龍一議員。経済建設常任委員会、副委員長、大塚益雄議員です。

以上、報告を終わります。

日程第7 選任第5号 議会運営委員会委員の選任について

○議 長（坂本典光） 日程第7 選任第5号、「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、大塚益雄議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員に大塚益雄議員を選任することに決定しました。

日程第 8 選挙第 7 号 菊池広域連合議会議員の選挙

○議長（坂本典光） 日程第 8 選挙第 7 号、「菊池広域連合議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、令和 7 年第 2 回大津町議会臨時会において、菊池広域連合議会議員に当選された、大塚益雄議員が一身上の都合により、菊池広域連合議会議員を辞職されましたことによる補欠選挙です。後任を決定したいと思います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。菊池広域連合議会議員に西川秀貢議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました西川秀貢議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、西川秀貢議員が菊池広域連合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました西川秀貢議員が議場におられます。会議規則第 33 条第 2 項の規定によって、当選の告知を行います。

日程第 9 選挙第 8 号 大津菊陽水道企業団議会議員の選挙

○議長（坂本典光） 日程第 9 選挙第 8 号、「大津菊陽水道企業団議会議員の選挙」を行います。

この選挙は、大塚龍一郎議員の死去に伴う補欠選挙であります。後任を決定したいと思います。お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって指名推選にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。大津菊陽水道企業団議会議員に大塚益雄議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました大塚益雄議員を当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大塚益雄議員が大津菊陽水道企業団議会議員に当選されました。

ただいま当選されました大塚益雄議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知を行います。

日程第10 承認第1号から日程第12 承認第3号まで

一括上程・提案理由の説明

○議 長（坂本典光） 日程第10 承認第1号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）」から日程第12 承認第3号、「専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第11号））」までの3件を一括して議題とします。お諮りします。ただいま議題としました、承認第1号から、承認第3号までの3件は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、承認第1号から承認第3号までの3件は委員会付託を省略することに決定しました。

提案理由の説明を求めます。

金田町長。

○町 長（金田英樹） 皆様、こんにちは。

説明に先立ちまして、4月26日に御逝去されました故大塚龍一郎議員に謹んで哀悼の意を表し御冥福をお祈りいたします。また、御遺族の皆様にご心からお悔やみを申し上げます。大塚議員には長年にわたり大津町議会議員として町政に多大なる御貢献をいただきましたことを町民を代表して心より感謝申し上げます。故人の思いと意思をしっかりと受け継ぎながら大塚議員のおっしゃっていた持続可能な町の繁栄、そして町民の更なる幸せの実現に向けて私もしっかりと尽力してまいります。

それでは、今回の臨時会に提案しました案件の、提案理由の説明を申し上げます。

まず承認第1号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町税条例の一部を改正する条例」については、「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」等の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第2号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令」の公布に伴い、条例の一部を改正したものです。

次に、承認第3号「専決処分を報告し、承認を求めることについて、令和6年度大津町一般会計補正予算、第11号」については、地方交付税及び、地方譲与税等の確定や、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金関連事業の事業額確定に伴う、各事業の財源組替えの補正が主なもので、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ7千729万8千円を追加し、歳入歳出の総額を、201億5千417万1千円としたものです。

以上、承認第1号から承認第3号までの案件は、地方自治法第96条第1項第1号及び第2号の規定による議決事件ですが、急施を要しましたので、同法第179条第1項の規定により、専決処分し、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものです。

御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、所管部長より、詳細の説明をさせていただきます。

○議長（坂本典光） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 皆さん、こんにちは。私からは、承認第1号及び承認第2号について、御説明させていただきます。

最初に、承認第1号の「「大津町税条例の一部を改正する条例」の専決処分を報告し、承認を求めることについて」御説明いたします。

議案集は1ページ、説明資料集は1ページ、説明資料集の6ページからは、新旧対照表を載せておりますのであわせて御参照をお願いいたします。

議案集の1ページをお願いいたします。

令和7年3月31日に地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律等が公布されたことにより、急施を要した大津町税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集で説明いたします。

説明資料集の1ページをお願いいたします。

まず、今回の「主な改正内容」について御説明します。

まずは公示送達についてでございますけれども、工事送達とは、地方公共団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便等により交付することとしておりますが、住所や事務所等の所在が明らかでなく、現地調査等を行った上でもなお不明で交付送達ができない場合には、町の掲示場

に必要な事項を掲示することで書類の送達があったものとみなす制度になります。

現在、町の掲示場に掲示する方法で行っているこの公示送達を、今後は大津町のホームページに公示事項を表示する措置をとるとともに、町の掲示場または事務所に設置したパソコン等の電子計算機の画面に表示することで、公示送達を行うことが可能となるものでございます。

次に住民税関係になります。

特定親族特別控除の追加で、年齢が19歳以上23歳未満の特定親族について、扶養控除の対象となる所得要件を超えた場合であっても、新たに特別控除を設けて、控除の額が段階的に通減する仕組みとするものでございます。

具体的には、説明資料集の1ページの表を御参照ください。これまで、特定親族の収入が103万円、所得では48万以下であれば所得税で63万円、住民税では45万円が控除されましたが、今回の改正で、収入が123万円、所得が58万円以下に引上げられ、更にそれを超えた場合でも段階的に控除が受けられ、最高で収入が188万円、所得で123万円まで控除が受けられる仕組みとなります。同様の控除の仕組みとしましては、配偶者特別控除がございました。

説明資料の2ページをお願いいたします。

軽自動車税関係でございます。

種別割の税率について、原動機付自転車の車両区分に総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力4.0キロワット以下のものを追加するものでございます。

これは、現行の50cc原動機付自転車につきましては、令和7年11月の排ガス規制への適合が困難であることなどにより、今後の生産・販売の継続が困難となるため、原動機付自転車のうち、二輪のもので、総排気量が125cc以下で最高出力を50cc相当の4.0キロ以下に制御したバイクに係る軽自動車税種別割の税率を年額を今の現同の50ccと同額の2千円とするものでございます。なお、ナンバーの色も白色となります。

次に固定資産税関係でございます。

新築住宅等に対する固定資産税の減免規定の適用申請の特例措置として、大規模修繕工事を行ったマンションに係る減税措置の規定を新たに導入するものでございます。

当該減額措置を適用するには、マンションの区分所有者から所定の申告書の提出が必要でしたが、マンション管理組合の管理者等から必要書類等が提出があり、減額措置の要件に該当すると認められたときは、マンションの区分所有者から減額措置に係る申告書の提出がなかった場合でも、適用することができるようになるものでございます。

説明資料集の3ページをお願いいたします。

町たばこ税関係でございます。

加熱式たばこに係る町たばこ税の課税標準の特例として、加熱式たばこの紙巻きたばこへの換算方法を見直すものでございます。

具体的には、説明資料集の3ページにあります2種類の計算方式で、紙巻きたばこの本数に換算することになります。イにつきましては、葉たばこを原料の全部または一部としたものを、紙その

他これに類する材料で巻いた加熱式たばこ「スティック型の加熱式たばこ」と言いますが、これにおきましては、当該加熱式たばこ 1 箱当たりの葉たばこ等の重量を 0.35 グラムで割り、紙巻きたばこに換算する方法で、ロにつきましては、「スティックたばこ以外の加熱式たばこ」において、当該加熱式たばこ 1 箱当たりの葉たばこ等の重量を 0.2 グラムで割り、紙巻きたばこに換算する方法となります。その上で、「スティック型の加熱式たばこ」は 1 本の重量、「スティック型以外の加熱式たばこ」は 1 箱の重量に基づき、最低課税の仕組みが導入されました。

また、施行につきましては、激変緩和等の観点から令和 8 年 4 月 1 日から 9 月 30 日までは、現行の換算方式の 5 割と新換算方式の 5 割を合計した本数を課税標準の本数とし、令和 8 年 10 月 1 日以降は完全に新換算方式での課税標準の本数となります。

以上が、今回の主な改正内容となります。

説明資料の 4 ページをお願いいたします。

続きまして、条ごとに説明をさせていただきます。

なお、施行日につきましては、特に期日の記載がないものにつきましては、令和 7 年 4 月 1 日の施行になります。

まず第 18 条は、インターネットを利用した「公示送達」の規定の整備を行うものです。

第 34 条の 2 は、控除すべき金額について、「特定親族特別控除額」の追加を行うものでございます。

第 82 条は、軽自動車税種別割の標準税率の区分の見直しに伴う、税率の区分の改正を行うものでございます。

附則の第 10 条の 3 は、マンションの区分所有者からの申告書の提出がない場合でも、一定の要件に該当すると認められる場合には、特例を適用することとする規定を新設するものになります。

また、法律改正による項ずれの反映をさせていただいております。

附則第 16 条の 2 の 2 は、加熱式たばこの換算方式を見直すものとなります。

説明資料集の 5 ページをお願いいたします。

その他の改正としましては、法律改正に伴います条ずれ、項ずれ既定の整備削除を行っております。

議案集に戻ります。議案集の 6 ページをお願いいたします。

附則第 1 条で各規定の施行日を、第 2 条以降で経過措置に関する規定をしております。

以上で、承認第 1 号の説明を終わります。

続きまして、承認第 2 号「大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の専決処分を報告し、承認を求めることについて」御説明いたします。

議案集は、9 ページ、説明資料集は 24 ページ、説明資料集の 26 ページからは、新旧対照表を載せておりますので、あわせて御参照をお願いいたします。

議案集の 9 ページをお願いいたします。

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が公布されたこ

とにより、急施を要した大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、地方自治第179条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

説明資料集で御説明いたします。

説明資料集の24ページをお願いいたします。

今回の改正の主な内容につきましては、国民健康保険税の医療給付費分と高齢者支援金等分に係る課税限度額の引上げ及び減額措置に係る軽減所得の基準の見直しになります。

一つ目の課税限度額につきましては、説明資料集の24ページの第1表にあるとおり、医療給付費分を65万円から66万円とし、後期高齢者支援金等分を24万円から26万円とし、介護納付金分は変更なしとし、国民健康保険税全体の課税限度額を106万円から3万円引上げまして109万円とするものです。

二つ目の軽減判定所得の基準額は、前年の所得が減額基準を下回る世帯につきましては、医療給付費分、後期高齢者支援金等分については、均等割及び平等割を減額し、介護納付金分につきましては、平等割を減額するものです。

今回の改正は、説明資料集の24ページの第2表にあるとおり、7割軽減につきましては変更がございません。5割軽減の対象世帯は、現行の軽減判定所得額は、基礎控除43万円に被保険者及び特定同一世帯所属者につき29万5千円を加算した金額以下としておりましたが、今回の改正によりましてその額を30万5千円以下に上げるものです。また、2割軽減の対象世帯の軽減判定所得額の算定におきましては、政令で定める金額54万5千円を56万円に上げるものです。

説明資料集の25ページをお願いします。

続きまして、条ごとに説明させていただきます。

第2条の課税額で、第2項の基礎課税額の限度額を65万円から66万円に改め、第3項の後期高齢者支援金等課税額の限度額を24万円から26万円に改めるものです。

第23条、国民健康保険税の減額で、第2条第2項、第3項の改正に伴い、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の減額の限度額をそれぞれ改正するものです。また、同条第2号及び第3号で、軽減判定所得の基準額をそれぞれ改正するものです。

議案集に戻ります。議案集の10ページをお願いいたします。

附則でこの条例は、令和7年4月1日から施行するとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議 長（坂本典光） 木村総務部長。

○総務部長（木村欣也） 皆さん、こんにちは。私からは承認第3号、「令和6年度大津町一般会計補正予算第11号について」御説明申し上げます。

今回の補正は、地方交付税及び地方譲与税等の確定や熊本地震に係る復興基金創意工夫事業及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付関連事業の各事業費確定に伴う財源組替えなどでございます。急施を要したため3月31日付で専決処分をした予算を報告し議会の承認を願うものであります。

す。

補正予算書の1ページをお開き願います。あわせまして別紙補正予算の概要を御参照ください。

第1条で既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7千729万8千円を追加し、予算の総額を20億5千417万1千円とするものです。

第2条で翌年度に繰越して使用する繰越明許費を第2表繰越明許費補正のとおりとしています。7ページをお願いします。

第2表繰越明許費補正です。款2総務費、項1総務管理費はホームステイプログラム第3者検証委員会の委員報酬及び費用弁償です。項2徴税費は国土調査の修正業務に係る費用になります。

それでは、歳入から主なものを御説明いたします。

11ページをお願いします。

款2の地方譲与税から15ページ、款11地方交付税までは、いずれも交付税の確定に伴うものになります。なお、地方交付税5千304万4千円の増額は、特別交付税分の増額になります。款15、項2、目5総務費国庫補助金は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の事業費確定に伴う補正になります。款18、項1、目1一般寄附金はふるさと寄附金の寄附受入額の増に伴う補正です。

16ページをお願いします。款19、項2、目1減災基金繰入金は町債の償還額確定に伴う補正です。目4財政調整基金繰入金は今回補正に係る財源超過分を財政調整基金から現額するものでございます。目5熊本地震大津町復興基金繰入金は、熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の事業確定に伴う減額補正です。なお、充当事業につきましては、災害用備蓄食料の購入、高尾野森林公園遊歩道復旧事業などがあり、別添補正の概要の5ページに事業一覧を掲載しております。

続きまして、歳出について御説明いたします。

17ページをお願いします。

款2、項1、目11地域づくり推進費、節24積立金は、企業版ふるさと納税寄附額確定に伴う減額補正です。款3、項1、目1社会福祉総務費は非課税世帯給付金や定額減税に係る調整給付の実績に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る財源組替えになります。項2、目1児童福祉総務費は保育所等副食費負担軽減補助金の実績に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る財源組替えです。

18ページをお願いします。

款4、項1、目1保健衛生総務費は出産子育て応援交付金の令和5年度分国県負担金の返還金になります。目3環境衛生費及びその下の款6農林水産業費は熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う町復興基金に係る財源組替えです。

19ページをお願いします。

款7、項1、目1商工総務費は、運送業者支援事業補助金の額の確定に伴う物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金に係る財源組替えです。目5観光施設費及びその下の款9消防費は熊本地震に係る復興基金創意工夫事業の額の確定に伴う復興基金に係る財源組替えです。款10教育費は、

3月補正で計上しました大津小学校の柱脚復旧工事に係る補正ですが、令和7年度に当該事業費全額を繰越すため復興基金に係る財源を今回組替えるものです。

20ページをお願いします。

款12、項1、目2利子は歳入のところで説明しました町債の償還額確定に伴う補正です。款13予備費で所要の財源を調整しております。

以上、よろしくお願いします。

○議 長（坂本典光） これで提案理由の説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 承認第2号の国保税の改正に関してお尋ねをしたいと思います。

改正内容として一つ一つの金額の違いを見ると、決してそのめちゃくちゃ大きな金額ではないんですけども、これによって国保の財政というのは今非常に微妙な時期にあるということは皆さんの共通認識だと思うんですが、この改正によって税収のほうにどのくらいの変化が出てくるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議 長（坂本典光） 白石住民生活部長。

○住民生活部長（白石浩範） 質疑にお答えいたします。

今回の国保税の改正に伴いまして、まず所得の限度額を上げる部分につきましては、今の現状の見込みにつきましては、世帯でいきますと医療費分が2世帯ぐらい減ってしまう。それから後期高齢支援分のほうが13世帯ぐらいは減少してしまうというようなことでございますけれども、金額の税収につきましては、240万円ほど増額する予定としております。一方でですね、この5割軽減と2割軽減の所得の判定を上げるということにつきましては、医療費支援分につきましては、5割軽減世帯につきましては、医療費支援分が14世帯増加する見込みです。介護につきましては、5世帯増加するということですのでございますので、金額税収にしましては、79万円ほど減収する見込みとしております。今度はすみません、続きまして、2割軽減世帯につきましては、医療費支援分が6世帯増えます。介護のほうは増減ございませんので、2割軽減の減額分は約3万円というようなことになります。トータルで約160万円は今回の改正で増額するというような見込みをしております。

以上です。

○議 長（坂本典光） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず承認に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

岩下議員。

○1番（岩下啓史議員） 私1番議員岩下啓史は、承認第2号、大津町国民健康保険税条例の一部を

改正する条例の専決処分について反対の立場から討論します。

これは国民健康保険税の課税限度額 106 万円から 109 万円に上げるものです。物価高騰により町民の生活が苦しい中で負担増につながる限度額の引上げには反対です。

以上で、討論を終わります。

○議 長（坂本典光） ほかに討論ございませんか。

佐藤議員。

○15番（佐藤真二議員） 私のほうが同じく承認第2号の国民健康保険税条例に関しての賛成の討論をしたいと思います。

先ほどの話で課税限度額が3万円ほど上がりますので、その分負担が大きくなるからというような趣旨の反対の討論があったわけなんですけれども、同様にですね逆の目で見ますと、2番のほうの減額措置のほう所得の低い世帯ですね、ここに関しては、きちんと減額の措置がなされているわけです。そして更に上限額というのは、ある程度の所得の高い方に関して定められるものでございますので、この方たちにももちろん当然物価高の影響というのはあるとは思われますけれども、そこまで何ていうかな、所得の低い方に対する配慮以上の配慮が必要とも考えられないところでございますので、これに関してはこのままでよろしいのではないかとということで賛成の討論としたいと思います。

○議 長（坂本典光） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。まず承認第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、承認第1号は承認することに決定しました。

次に承認第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（大津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔賛成多数〕

○議 長（坂本典光） 賛成多数です。したがって、承認第2号は承認することに決定しました。

次に承認第3号、専決処分を報告し承認を求めることについて（令和6年度大津町一般会計補正予算（第11号））を採決します。この採決は電子採決によって行います。本件を承認することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

日程第13 同意第4号 大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

○議 長（坂本典光） 次に、日程第13 同意第4号、「大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」を議題とします。

お諮りします。同意第4号は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、会議で審議を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号は、委員会付託を省略することに決定しました。

ここで宮内税務課長は退席をお願いします。

提案理由の説明を求めます。金田町長。

○町 長（金田英樹） 提案いたしました承認案件につきまして、御承認いただき、誠にありがとうございました。

次に、同意第4号「大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて」につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価員は、市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、かつ、市町村長が行う評価額の決定を補助するもので、地方税法第404条第1項の規定により市町村に固定資産評価員を設置し、同条第2項の規定により議会の同意を得て選任することとなっております。

固定資産評価員は、固定資産の評価等に関する専門的な知識が必要であり、更に評価事務をスムーズに行うため、町では、平成17年度から税務課長がその職に当たっているところです。

この度、人事異動に伴い、前税務課長の宮崎俊也氏から固定資産評価員の辞任の申出がございましたので、後任として、現税務課長の宮内徹氏を固定資産評価員として選任したく、御議会の同意をお願いするものです。

御審議の上、御同意賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議 長（坂本典光） 提案理由の説明は終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず原案に反対される議員の発言を許します。その後、賛成される議員の発言を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決を行います。同意第４号、大津町固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてを採決します。この採決は電子採決によって行います。本件はこれに同意することに、賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。

押し忘れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 押し忘れなしと認め、締め切ります。

〔全員賛成〕

○議 長（坂本典光） 全員賛成です。したがって、同意第４号は同意することに決定しました。

宮内税務課長は入場してください。

お諮りします。本臨時会において議決されました各案件について、その条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、大津町議会会議規則第４５条の規定により、その整理を議長に一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（坂本典光） 異議なしと認めます。

これで、本日の日程は全部終了しました。

以上で会議を閉じます。令和７年第４回大津町議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでございました。

午前１１時０２分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和7年5月22日

大津町議会議長 坂 本 典 光

大津町議会議員 村 山 龍 一

大津町議会議員 大 村 裕一郎